

横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（令和８年３月横浜市規則第32号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（電磁的記録の開示方法） 第6条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 （第1号及び第2号省略） （3） 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの （ア省略） イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ(実施機関が現に使用している専用機器に限る。)に出力したものの視聴又は閲覧 （ウからオまで省略）	（電磁的記録の開示方法） 第6条 法第87条第1項の規定による電磁的記録の開示は、当該電磁的記録が原本である場合において、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 （第1号及び第2号省略） （3） 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であつて、実施機関がその保有するプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの （ア省略） イ 当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ(<u>指定情報処理システム（横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第16条第6項の情報処理システムをいう。以下同じ。）を使用して行う視聴又は閲覧の方法以外の方法による場合にあっては、</u>実施機関が現に使用している専用機器に限る。)に出力したものの視聴又は閲覧 （ウからオまで省略） <u>カ 当該保有個人情報に係る部分の指定情報処理システムを使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法による交付</u> <u>2 前項第3号イの視聴又は閲覧のうち、指定情報処理システムを使用し</u>

(写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法) 第11条 条例第12条各項に規定する手数料は、<u>横浜市会計規則(令和6年3月横浜市規則第26号)第23条第3項の納付書により、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。</u>	<u>て行うものについては、実施機関が指定する日から30日間実施するものとする。</u> (写しの作成及び送付に要する手数料の納付方法) 第11条 条例第12条各項に規定する手数料は、<u>写しの交付を受けるときまでに、納付書により納付し、若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する場合を含む。）に規定する指定公金事務取扱者に納付し、又は地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託しなければならない。</u> 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和9年2月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の保有個人情報に係る開示請求について適用し、同日前の保有個人情報に係る開示請求については、なお従前の例による。
---	--